

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県中小企業振興資金貸付規則の一部改正
- ◇告示 牛その他の物品の移入禁止区域の指定
みつばち
牛
- ひな白痢の検査の実施
保険医療機関の指定
保険医の登録
土地の立入測量及び物件調査
換地計画の認可
- ◇公告 昭和三十四年度鳥取県職員採用試験
昭和三十四年度保母試験の合格者
- ◇雑報 鳥取県水産煉製品製造業最低賃金の決定

規則

鳥取県中小企業振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十七号

鳥取県中小企業振興資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業振興資金貸付規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

- 一 事業協同組合または協同組合連合会の施設であつて中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第一号または第九条の九第一項第四号に掲げるもの、商工組合または商工組合連合会の施設であつて中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第百八十五号）第十七条第二項第一号（同法第三十三条において準用する場合を含む。）に掲げるものおよび環境衛生同業組

合の施設であつて環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律（昭和三十二年法律第六十四号）第八條第一項第六号に掲げるものの設置に要する資金当該資金で知事がその設置に必要と認められた資金の二分の一以内

第七條第三項を次のように改める。
 3 貸付金は、貸付対象物件の設置が完了し、かつ、貸付金に相当する額を越える額が支払われたときに貸し付ける。ただし、特別の事情がある場合にはこの限りでない。

附 則
 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の貸付金から適用する。

告 示

鳥取県告示第五百三十二号

牛の流行性感冒予防に關する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第一條の規定により、昭和三十

四年十月九日から牛その他の物品の移入を禁止する区域として熊本県、広島県及び山口県を指定する。

昭和三十四年十月九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十三号

みつばちについての齧を、病予防に關する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第三條の規定により、昭和三十四年十月九日からみつばちその他の物品の移入を禁止する区域として愛媛県を指定する。

昭和三十四年十月九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十四号

牛の流行性感冒予防に關する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第一條の規定により、昭和三十四年十月九日から牛その他の物品の移入を禁止する区域として高知県を指定する。

昭和三十四年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十五号

次のようにひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定により、鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査 ひな白痢急速診断法別表

実施月日

実施区域

実施場所

十月五日	八頭郡八東町安井	西尾武種鶏場
六日	智頭町篠坂	田中敦人
十二日	船岡町破岩	北山美樹雄
十三日	八東町安井	八藤収
十四日	船岡町福井	歳岡孝展
十五日	智頭町智頭	入江圭一
十六日	郡家町久能寺	垣田牛蔵
十九日	河原町袋河原	白間清子
二十日	布袋	尾崎三男三
		萩原伊三郎
		川上安藏
		田村隆資
		岡本健治
		前島庄太郎
		田中莊平
		森本三郎

" 二十一日 "	" "	田中潔 "
" " "	" "	河田かよ子 "
" " "	" "	中島実 "
" 二十二日 "	" 船岡町橋本 "	勝連清美 "
" " "	" "	小原誠 "
" 二十三日 "	" 若桜町中原 "	永原真一郎 "
" 二十六日 "	" 郡家町市場 "	山崎稔 "
" 二十七日 "	" 智頭町南方 "	米井薫蒲 "
" " "	" 用瀬町川中 "	谷口馬蔵 "
" 二十八日 "	" 郡家町大坪 "	森岡弥寿夫 "

" 二十九日 "	" 佐治村畑 "	稻村富慈 "
" 二十九日 "	" 葛谷 "	沢田清 "
" 三十日 "	" 河原町曳田 "	田中克夫 "

鳥取県告示第五百三十六号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定
した。
昭和三十四年十月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

名	保 險 医 療 機 関	開 設 者 氏 名	管 理 者 氏 名
皆生病院	米子市福原一五九八ノ七	近藤 務 同上	精神科 米 六九 昭和三四、 神経科 九、一 甲
松田小児科	倉吉市上井二〇四ノ一	松田 昌逸	小児科 内科 倉 四〇 " 乙ノ二
フクミツ医院	堺町三丁目二三九	福光 智司	産婦人科 倉 四一 " 乙ノ二

鳥取県告示第五百三十七号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

五第一項の規定により次のように保険医の登録をした。
昭和三十四年十月九日
鳥取県知事 石 破 二 郎

鳥取県告示第五百三十八号
土地収容法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一
条第一項の規定により、次の区域の土地に立ち入り、測
量および物件調査をする旨中国地方建設局長から通知を
受けた。
昭和三十四年十月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

小林登喜子 八頭郡用瀬町用瀬二六七 小林齒科医院

齒科 鳥嶺 二〇四 昭和三四、一〇、五
弥宜谷地内

一起業者 建設大臣
二 事業の種類 一級国道二十九号線（鳥取国道）改
三 立ち入ろうとする土地の区域
岩美郡津ノ井村大字桂木、海蔵寺、紙子谷、香取、

四 立ち入ろうとする期間
昭和三十四年十月五日から
昭和三十四年十二月二十五日まで

鳥取県告示第五百三十九号

東伯郡大栄町大灘土地改良区から申請のあつた換地計
画は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第
五十二条第一項の規定により、昭和三十四年十月六日認
可した。
昭和三十四年十月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

公告

昭和三十四年度鳥取県職員採用試験について次のとおり公告する。

昭和三十四年十月九日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

一 試験の対象となる職

職 種	採用予定人員	職 種	採用予定人員
初 級		上 級	
林 業	約二十名	行 政	約五名
		土 木	若干名
		建 築	約五名
		農 業	約五名
		林 業	約五名
		畜 産	約五名
		水 産	若干名
		蚕 糸	若干名
		農 業 土 木	若干名
		農 芸 化 学	若干名
		電 気	若干名

二 受験資格

男女の別を問いませんが、次の試験区分別の受験資格を必要とします。

初 級	上 級
昭和十一年四月二日から昭和十七年四月一日までに生れた者(学歴は問いません。)	(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を昭和三十三年三月以降に卒業した者又は昭和三十五年三月三十一日までに卒業する見込の者(年令を問いません。) (2) 学校教育法による短期大学を昭和三十三年三月以前に卒業した者で、昭和七年四月二日以降に生れた者 (3) 人事委員会が前記(1)または(2)に該当する者と同等と認めたる者 (4) 前記(1)、(2)、(3)に掲げる者のほか、昭和七年四月二日から昭和十一年四月一日までに生れた者(学歴を問いません。)

- ただし、次の各号の一に該当する者は受験できません。
- (1) 日本の国籍を有しない者
 - (2) 禁治産者及び準禁治産者
 - (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しな者
 - (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法

三 第一次試験

1 方法

たはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

上級試験については、教養試験と専門試験を大学卒業程度において、初級試験については、一般事務職は教養試験と適性試験、その他の職については教養試験と専門試験を高等学校卒業程度において行います。

イ 教養試験

試験区分にかかわらず、公務員として必要な一般知能及び教養について択一式により行います。

ロ 適性試験

一般事務補助職員として必要な適性を有するかどうかについて択一式による試験を行います。

ハ 専門試験

各職種に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、上級

(上級)

試験については択一式及び記述式、初級試験については択一式により行います。なお、専門試験は、それぞれ次の分野から出題されます。

職 種	分 野
行 政	政治、経済、産業、労働等の社会事象の理解に必要な基礎的知識、判断力、その他の一般的な行政事務の遂行に必要な能力
土 木	数学、力学、河川、港湾、発電水力、道路、橋梁、都市計画等
建 築	数学、構造力学、建築構造、建築材料、建築計画、等、計画原論、建築設備、建築史、建築法規、建築施工等
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫害学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
林 業	林政、森林經理、造林、森林利用、木材工芸、林産製造、森林工学等
畜 産	家畜育種、家畜繁殖、家畜飼養、畜産各論、畜産物利用、獣医一般等

水産	水産生物学、水産海洋学、水産化学、水産資源学、漁撈学、水産利用学、水産増殖学、漁政等
蚕糸	蚕種学、育蚕学、応用昆虫学、蚕桑病理学、栽桑学、製糸原料学、製糸学、絹糸物理学、絹糸化学、蚕糸経済学等
農芸化学	無機化学、有機化学、物理化学、分析化学、土壤学、肥料学、生物化学、栄養化学、農産製造学、醸酵学、農業等
農業土木	数学、水理学、応用化学、測量、材料および施工、農業水利、農業造構、農地造成、土地改良、農業機械、農学一般、農業経済学一般等

(初級)

職種	分	野
電気	電気理論、電気計測、電気材料、電気機器、発電電所、送配電	
林業	林業経済、林業生産、森林土木、林産加工等	

- 日時、場所
昭和三十四年十一月二十二日(日)に鳥取市及び米子市において行います。時刻及び試験場は受験票交付の際お知らせします。
- 第一次試験合格者の発表
昭和三十四年十二月十一日(金)県庁前に掲示する

- ほか、合格者に通知します。
- 第二次試験
 - 方法
 - 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行います。
 - 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。
 - 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行います。
 - 日時、場所
昭和三十四年十二月中旬鳥取市において行いますが、一次試験合格者に通知します。
 - 最終合格者の発表
昭和三十五年一月中旬県庁前に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。
 - 合格から採用まで

- 合格者は試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、合格者の全部が必ず採用されるとは限りません。
- 採用候補者名簿の効力は原則として一年間です。
- 給与は原則として、上級試験合格者は給料月額九、二〇〇円(一〇、六八〇円になる見込) (行政職給料表五等級四号給)、初級試験合格者は給料月額六、三〇〇円(七、〇四〇円になる見込) (行政職給料表六等級二号給)を支給されるほか、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- 受験手続及び受付期間
- 申込用紙の請求
申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、あて先を明記して十円切手をはった返信用封筒を必ず同封して下さい。切手のないものは送付いたしません。

- 申込
申込用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受取して下さい。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、五円切手をはって下さい。切手のはつてないものは受験票を送付しません。
 - 受付期間
昭和三十四年十月十九日(月)から、昭和三十四年十月三十日(金)午後五時まで、郵送の場合は、十月三十日(金)午後五時までの着信に限ります。
 - その他
この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会して下さい。
- 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条の規定により施行した昭和三十四年度保母試験の合格者は、次のとおりである。
- 昭和三十四年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県水産煉製品製造業最低賃金

一 適用する使用者

昭和三十四年九月十四日申請代表者鳥取県煉製品水産加工業協同組合長中島邦美より申請のあつた同協同組合の組合員の間における賃金の最低額に関する業者間協定の同日現在の当事者である使用者

二 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

三 前号の労働者にかかる最低賃金額

時給 二二円

全科目合格者

須田 美子 三谷 信子 土井登紀子

一部科目合格者

岩田 花江	田中 京子	福原加年子
長森 玲子	安東 公子	井上美作子
浦上 淑恵	平島 陽子	山田 柳子
日下 初江	河本 玲子	宮崎 妙子
森本さよ子	福吉 玉江	国本 露子
池田 ヌキ		

雑 報

最低賃金法第九条第一項の規定に基き鳥取県水産煉製品製造業最低賃金を次のように決定したので、同法第十条第一項及び同法施行規則第十二条の規定により公示する。

昭和三十四年十月九日

鳥取労働基準局長 鳩 川 富 得

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

取県鳥取市東町 取 刷 所 鳥取県鳥取市東町 取 刷 所 鳥取県鳥取市東町 取 刷 所